

### (3) 宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合報告書

#### 要約

本報告書は、国連事務総長により設立された宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合によって行われた宇宙空間の透明性・信頼醸成措置についての研究を含む。本研究はコンセンサスによって採択された。宇宙システム及び技術並びにこれらが提供する情報への依存の増加が宇宙活動の持続性及び安全保障に対する脅威に対処するために協同の努力を要すると政府専門家会合は結論付けた。透明性・信頼醸成措置は、宇宙空間における国家の活動及び意図に関して、誤解、不信、及び誤算を軽減し又は取り除くことができる。

政府専門家会合は、宇宙空間に関する現行諸条約が、義務的性質を有するいくつかの透明性・信頼醸成のための措置を含むものであるということを確認した。宇宙活動に対する法的拘束力を有しない措置は宇宙活動に関連する現行の国際的な法的枠組みを補完すべきであり、現行の法的義務を減じ、又は特に新興の宇宙活動主体による宇宙空間の合法的利用を妨げるべきではない。政府専門家会合は更に、宇宙活動に対するこれらの措置が軍備制限及び軍縮に関する協定の履行を監視するための措置に代替するものとしては働かないが貢献するものであると合意した。

広範囲の徹底的な議論の後に、政府専門家会合は、宇宙空間における主要軍事支出、リスク削減を目的とした宇宙活動の通知、並びに射場及び施設への訪問等の国内宇宙政策に関連する情報交換を含む宇宙活動のための一連の措置を起草した。政府専門家会合は、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置を発展させるための、並びにその履行及びその妥当性を検証するための基準を議論した。加えて政府専門家会合は、全ての国の利益のための宇宙空間の平和利用における宇宙活動国及び非宇宙活動国との間の国際協力の更なる発展を奨励した。

政府専門家会合によって起草され提案された措置は、宇宙活動の参加国間の相互利用を向上させること、並びに情報及び不明瞭な状況を明らかにすることを目的とした調整及び協議メカニズムも含むものである。透明性・信頼醸成措置の効果的な履行を促進するために、政府専門家会合は軍縮部、宇宙部及び他の適当な国連機関の間での調整が確立されるべきであると勧告した。

政府専門家会合は、国及び国際組織が自発的に、及び現行の法的約束に由来する義務の履行が損なわれることなく、本報告に含まれる透明性・信頼醸成措置を考慮及び履行することを勧告した。

政府専門家会合は更に、総会が透明性・信頼醸成措置を最も前進させる方法を決定し、国連事務局の関連部局及びその任務が軍縮に関連する国連機関によるものを含め、普遍的な考慮及び支援を促進することを勧告した。政府専門家会合は、事務総長が国連システムの全ての関連する機関に本報告書を配布することを要求した。

#### (参考) 政府専門家会合構成国

ブラジル、チリ、中国、フランス、イタリア、カザフスタン、ナイジェリア、韓国、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スリランカ、ウクライナ、イギリス、アメリカ

- I. 導入
- II. 背景の要旨
- III. 宇宙空間の透明性・信頼醸成措置の一般的性格及び基本原則
  - A. 宇宙空間の透明性・信頼醸成措置の性質及び目的
  - B. 宇宙活動における透明性・信頼醸成措置
  - C. 宇宙空間における透明性・信頼醸成措置の基準
- IV. 宇宙活動の透明性の強化
  - A. 宇宙政策に関する情報交換
  - B. 宇宙活動に関連する情報交換及び通知
  - C. リスク削減のための通知
  - D. 射場及び施設への接触及び訪問
- V. 国際協力
- VI. 協議メカニズム
- VII. アウトリーチ
- VIII. 調整
- IX. 結論及び勧告

## I. 導入

- 1 国連総会決議 65/68 に従い、事務総長は、代表の衡平な地理的配分に基づき、宇宙空間の透明性・信頼醸成措置に関する研究を行うという目的で、事務総長の関連する報告書を利用し、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合を設置した。総会は、ジュネーブ軍縮会議の枠組みにおける宇宙空間における軍備競争の防止に関する本質的な議論を損なうことなく、本研究を行う必要性に留意した。
- 2 本報告書は、国により自発的に採用される、一国の、又は、二国間、地域的又は多数国間の基礎に基づく宇宙活動における可能な透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合の勧告を反映する。第 2 節は背景の要旨を提示する。第 3 節においては、宇宙空間の透明性・信頼醸成措置の一般的な性質及び基本原則が議論される。第 4 節から第 8 節は、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合によって勧告された具体的な措置を反映する。最後に、第 9 節は第 4 節から第 8 節において提示された措置の履行に対する一般的な結論及び勧告を提示する。
- 3 本報告書の準備のために、政府専門家会合は幅広い協議を行い、加盟国、国際組織及び市民社会からの意見を聴取した。

## II. 背景の要旨

- 4 宇宙環境及びこれが提供する多大な資源は、21 世紀における人類の試みの重要な要素である。通信から金融業務、農業から天気予報、環境監視から測位航法、偵察及び条約監視に至るまで、宇宙の資源は全ての国の活動において重要な役割を果たしている。宇宙活動は社会的、経済的、科学的及び技術的發展において、また、国際の平和及び安全の分野において重要な役割を果たしている。

- 5 今日、地球の周囲の軌道には、1000 を超える運用中の衛星がある。60 以上の国、政府の合併企業及び他の企業体がこれらの宇宙資産を所有又は運用し、ますます多くの国が宇宙活動国になり、及び／又は宇宙に関する能力及び資源を増加させている。
- 6 宇宙活動主体及び宇宙利用者の増加の結果、特に地球の主要な軌道のような宇宙環境は過去数十年でますます活用されるようになった。その結果として、宇宙環境はますます過密になり、争われ、競争的なものになった。国際の平和及び安全という文脈において、自然及び人為的な危険の双方並びに混乱と破壊をもたらす対宇宙能力の開発可能性の結果として、決定的な宇宙の能力に対する脅威が次の 10 年の間に増加し得るといふ懸念が高まっている。
- 7 宇宙活動主体及び宇宙資源利用者の増加に加えて、宇宙空間における信頼醸成措置の適用に関する政府専門家による先の研究 (A/48/305 and Corr.1) 以降、特に総会によって採択された宇宙活動における透明性・信頼醸成措置に関する決議、宇宙空間における軍備競争の防止に関するジュネーブ軍縮会議においての、及び宇宙空間平和利用委員会宇宙活動の長期的持続可能性作業部会における本質的議論、そして国際電気通信連合 (ITU) 及び世界気象機関 (WMO) の活動に反映されているように、宇宙空間の持続可能性及び安全保障に関する政治的状況は根本的に変化してきた。宇宙空間における武器の配置及び武力による威嚇又は武力の行使の防止に関してジュネーブ軍縮会議において紹介された条草案 (CD/1839 参照)、及び宇宙活動に関する国際行動規範の提案を含め様々な提案が提出されてきた。
- 8 政府専門家会合は、宇宙空間の利用の発展及び宇宙活動における国際的な協力の強化を目的とした法的レジームを強固にする際に、総会によって採択された既存の宇宙諸条約、特に「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」によって果たされる非常に貴重な役割を認めた。このような文脈において、政府専門家会合は、国が自国の管轄に基づき全ての宇宙活動の許可及び継続的な監督に対して最終的な責任を負うことを認めた。これら諸条約及びこの文脈における宇宙環境に関連し適用もし得る他の文書の法的枠組みに基づき、国、国際組織及び民間企業による宇宙空間の利用は繁栄してきた。その結果、宇宙技術及びサービスは経済成長及び世界中の生活の質の向上及び改善に計り知れないほど貢献している。
- 9 国際の平和及び安全の維持に関して、不運な事故、誤解及び誤算を防止するのに役立たせるために、宇宙活動を行う際に、責任をもって及び国際法に従って行動することが全ての国に共有された関心事であることは明白である。より多くの政府及び非政府団体が宇宙活動に関与するようになってきているため、全ての国の利益のために宇宙空間の探査及び利用が行われるべきであるという長年の原則を維持するためには、より強力な国際協力が必要とされている。国際社会が平和目的及び将来世代のために宇宙空間の利用を保証することに成功を収めようとするならば、このような協力は必要不可欠である。
- 10 政府専門家会合は、国、そして国際社会全体による努力が、宇宙空間における安定及び安全保障を建設的に強化するために、協調的な、熟考された、効果的な、及び時宜にかなった二国間の、地域的な及び多数国間のイニシアチブを進めるために取り組まれていることに留意した。

- 11 宇宙空間平和利用委員会、その科学技術小委員会及び法律小委員会において行われている作業は、宇宙活動の長期的持続可能性の促進に重要な貢献をしている。宇宙空間平和利用委員会及び小委員会は宇宙活動に関連する条約、原則及びガイドラインの発展において中心的な役割を果たしている。
- 12 2010年に、科学技術小委員会は宇宙活動の長期持続可能性に関する作業部会を設立した。作業部会は、宇宙活動の長期的持続可能性に関する報告書を準備し、宇宙活動の安全及び長期的持続可能性を強化するために時宜にかなった方法で履行され得る現実的で堅実な措置に焦点を当てた一連のガイドラインを勧告する任務を与えられている。
- 13 政府専門家会合は、このガイドラインの発展において宇宙空間平和利用委員会加盟国の積極的な参加を認識し、全ての国及び政府間国際組織によるその後の履行の重要性に留意した。このガイドラインは、透明性・信頼醸成措置と類似した特質を有するであろう。このガイドラインは、潜在的な透明性・信頼醸成措置と考えられるものもあれば、本政府専門家会合によって提案された若干の透明性・信頼醸成措置の履行のための技術的基礎を提供し得るものもある。宇宙活動の長期的持続可能性ワーキンググループの報告書は宇宙空間平和利用委員会に提出される。最終決定されたガイドラインが承認されれば、それは総会の第四委員会にそして総会それ自体に承認及び採択のために提出されるだろう。
- 14 政府専門家会合は、様々な部門における信頼醸成措置に関して総会の第一委員会の広範囲にわたる作業に留意した。特に、政府専門家会合は総会による宇宙活動の透明性・信頼醸成措置に関する決議草案の毎年の採択を第一委員会が勧告していることに留意した。さらに、政府専門家会合は「宇宙活動の透明性・信頼醸成措置」と題された事務総長報告書（A/65/123 and Add.1）に含まれているように、透明性・信頼醸成措置に関する加盟国からの具体的な提案に留意した。
- 15 政府専門家会合は、軍縮会議の議題が「宇宙空間における軍備競争の防止」という項目を含んでいることに留意した。この文脈において、透明性・信頼醸成措置に関連する複数のイニシアチブが提案されてきた。例えばこれらには、宇宙空間における透明性・信頼醸成措置に関する作業文書（CD/1815）、及び宇宙の安全保障のための若干の透明性・信頼醸成措置草案及び条約案の利点に関する作業文書（CD/1865）が含まれる。また、宇宙空間における武器の配置及び武力による威嚇又は武力の行使の防止条文草案（CD/1839 参照）も留意すべきである。
- 16 宇宙空間における透明性・信頼醸成措置に関する総会決議に続いて、欧州連合は2012年6月5日にウィーンにおいて、国際社会に対して、法的拘束力の無い宇宙活動のための国際行動規範の草案を提示した。政府専門家会合は、キエフで2013年の5月16日及び17日に開催されたその提案に関するオープンエンド協議に留意した。
- 17 政府専門家会合は、無線周波数スペクトル及び静止軌道枠の管理におけるITUの役割に留意した。透明性・信頼醸成措置の文脈において、ITUの無線通信局は、ITU憲章第45条及びITU無線通信規則第15条に規定されているとおり、有害な無線周波数干渉の処理において重要な役割を果たしている。政府専門家会合は、あらゆる形態の有害な無線周波数干渉を最小化する政策及び手続を制定し、及び履行するための約束の重要性にも留意した。

- 18 政府専門家会合は、地域の政府間組織が、調整及び国際的協力に関する透明性・信頼醸成措置の発展及び履行のための有用な基盤を提供していることに留意した。
- 19 政府専門家会合は、2004 年以降、宇宙空間に武器を配置する最初の国にならないような政策を数カ国が導入してきたことに留意した。

### Ⅲ. 宇宙空間における透明性・信頼醸成措置の一般的性格及び基本原則

#### A. 宇宙空間の透明性・信頼醸成措置の性質及び目的

- 20 一般的な用語として、透明性・信頼醸成措置は、相互の理解及び信頼を生み出し、誤解及び誤算を減少させ、それによって軍事衝突を妨げること並びに地域的及び世界的な持続性を発展させることの両方に役立つという目的で、政府が情報を共有し得る手段である。これらの措置は、国の平和目的に関する信頼性を醸成する際の助けともなり、経済及び安全保障の領域双方において、国が理解を深め、意図の明確性を高め、予測可能な戦略的状況を確立するための条件を作り出すのに役立ち得る。
- 21 透明性・信頼醸成措置を特定するための普遍的又は包括的な規定は存在しないが、これらの有効性を決定するために用いられ得る特定の性質は存在する。一般的に、二つの透明性・信頼醸成措置がある。すなわち、能力を扱うもの及び行為を扱うものである。政府専門家会合は、「宇宙空間における信頼醸成措置の適用に関する研究」(A/48/305 and Corr.1, annex, appendix II) に含まれる「信頼醸成措置の適切な類型及び世界的又は地域的なレベルにおける同措置の履行のためのガイドライン」に留意した。
- 22 透明性・信頼醸成措置は数十年にわたって、多くの地上の状況において用いられてきた。これらは冷戦期に特に重要な役割を有しており、特に国が明確及び時宜にかなった情報を欠いているという状況において、軍事活動に関連する誤解を軽減することを通して武力紛争のリスク削減に貢献することを目的としていた。
- 23 政府専門家会合は、多数国間の枠組みにおいて発展した透明性・信頼醸成措置は、より広い国際社会によって採択される可能性が高いという見解を有していた。

#### B. 宇宙活動における透明性・信頼醸成措置

- 24 政府専門家会合は、本研究においては、透明性・信頼醸成措置は法的拘束力を有さない任意の措置であることを認めた。同時に、政府専門家会合は、透明性・信頼醸成措置の要素が既存国際協定において見出され得ることに留意した。政府専門家会合は、法的拘束力を有する性質の措置を含む他の措置についても議論を行った。
- 25 政府専門家会合は、宇宙活動における透明性・信頼醸成措置の必要性が過去 20 年間にわたって著しく増加したことを認めた。このような措置が日々の宇宙運用の安全性、持続可能性及び安全保障を増大させ得るものであり、相互理解の発展及び国と人民の間の友好関係の強化の双方に貢献し得るものであることは一般的に認知されている。このような認識は、数多くの総会決議に反映されてきた。

26 宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置は、このような措置のより広い文脈の一部である。総会は、決議 43/78 Hにおいて、1988年の実質的な会期において軍縮委員会によって採択された信頼醸成措置の適切な類型のためのガイドラインを承認した。この決議において、総会は「信頼醸成措置は、軍備制限及び軍縮措置の代用でもなければ前提条件でもないが、軍縮の進展の達成につながり得る」と留意した。

27 政府専門家会合は、宇宙活動の透明性・信頼醸成措置の以下の種類を、重要なものとして特定した。

- (a) 宇宙活動に関与する国の宇宙政策に関する情報の利用可能性を高めることを目的とする一般的な透明性・信頼醸成措置
- (b) 新たな宇宙システムのための開発計画及び気象観測又は全地球測位、航法及び計時のような広く利用されるサービスを提供する運用中の宇宙配備システムについての情報の情報交換
- (c) 平和目的のための宇宙空間の探査及び利用に関連した国の原則及び目的の明確な表明
- (d) 宇宙空間にある物体、特に地球の軌道にある物体及びその物体の一般的機能に関する情報の利用可能性の拡張を目的とする特定の情報交換措置
- (e) 潜在的に有害な干渉を避け、軌道上のデブリを制限し、及び他の宇宙物体との衝突のリスクを最小化することを目的とした打ち上げ通知及び協議のような宇宙飛行の安全性を促進するための行動基準の確立に関連する措置
- (f) 既存の国際約束及び義務に合致した、能力育成を促進すること及び持続可能な経済的及び社会的な発展のためのデータを普及させることを目的とした措置を含む宇宙活動の国際協力措置

28 政府専門家会合は、宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置はまた、軍備制限及び軍縮に関する協定を確認するための措置の代替とはならないが貢献はし得るということに同意した。

29 政府専門家会合は、多数国間及び／又は国内レベルで、いくつかの宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置がすでに法として採択されていることに留意した。このような措置は打上げ前通知、宇宙状況認識(SSA)データの共有、宇宙飛行及び他の重要な出来事への危険の通報、並びに国内宇宙政策の公表を含むものである。数カ国がまた、新たな任意の一国の又は共同の宇宙における透明性・信頼醸成措置を提案した。

### C. 宇宙空間における透明性・信頼醸成措置の基準

30 透明性・信頼醸成措置は、国及び政府間組織によって一国で、二国間で、地域的に、そして多数国間において発展され履行され得る。国は国益及び義務に合致するように、このような措置を最大限実行しうるように履行すべきである。透明性・信頼醸成措置は、建設的な対話並びに問題意識及び見識の高まりを通じて各国家間の相互信頼を促進する。

- 31 一般的な用語として、宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置は宇宙空間の安全保障、安全、及び持続可能性を高めることを目的とすべきである。宇宙活動の全ての側面の安全保障及び安定を確保するための任意の、及び実用的な措置の発展及び履行に対して、特別の注意が払われるべきである。宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置を発展させる際には、提案された措置又は一連の行為の範囲内で、関連する様々な要因に対する特定の措置又は一連の行為の実行可能性を明示し得ることは特に重要である。
- 32 政府専門家会合は、宇宙空間に関する既存諸条約が義務的性質を有する複数の透明性・信頼醸成措置を含んでいることを認めた。法的拘束力を有さない宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置は、宇宙活動に関連する既存の国際法枠組みを補完すべきであり、特に新たな宇宙の主体によって、既存の法的義務を弱体化させ又は、宇宙空間の法的利用を妨げるべきではない。一度採択されれば、特に関連する国内のメカニズムを通じての履行に関して、若干の透明性・信頼醸成措置は、国内的な背景において特定の効果を有し得たかもしれない。
- 33 宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置は、軍備管理協定及びレジームにおける検証を補完すべきものであり、代用とするべきではない。任意の透明性・信頼醸成措置は、法的拘束力を有する軍備管理措置の構想及び提案、そして法的拘束力を有する国際文書に含まれる検証議定書の考慮に貢献し得る。
- 34 提案された透明性・信頼醸成措置は、以下のものでなければならない。
- (a) 明白、実際的かつ証明されたものであるべきであり、これは提案された措置の適用及び有効性の双方が一以上の主体によって実証されているということの意味する。
  - (b) 同措置の適用に際して、他の当事者によって単独で又は集団的に有効に確認され得る。
  - (c) 国の活動及び意図に関する不信、誤解及び誤算の原因を低減させ、又は消滅させることすらある。
- 35 下表は透明性・信頼醸成措置の履行及び検証／実証のために、同措置の検証の要素をとらえようと試みたものである。

#### 透明性・信頼醸成措置の検証

	履行	実証
誰が	誰が措置を履行すべきか？	措置が履行されたことを誰が確認し得るのか？
何を	履行されるべき措置は何か？それは明確に特定され、及び理解されているか？	履行を確認するために何が実証されるべきか？
なぜ	措置を遂行することの価値又は利益は何か？	なぜ履行を確認又は実証し得ることが重要であるのかという明確な理解は存在するのか？
いつ	措置はいつ履行されるべきか？	どの時点で実証又は確認が遂行されるのか？
どのように	措置はどのようにして履行されるべきか？	措置の履行はどのようにして検証され、実証され、確認されるのか？

## IV. 宇宙活動の透明性の向上

36 二国間の、地域的な及び多数国間におけるメカニズムを通じた情報の交換は、国家が自国の既存の及び計画されている宇宙活動を説明する日常的かつ定期的な機会としての役割を果たすことを目的としている。国は自国の宇宙政策及び宇宙活動に関する一般的な情報を交換し、予測可能な危険な状況のためのリスク削減の通知を提供し得る。リスクは宇宙飛行士の生命若しくは健康に対する、又は有人宇宙飛行活動に対する危険、そして宇宙機に対する有害な干渉を起こし得る自然現象を含み得る。国家は、時宜にかなった方法で、他の政府の及び非政府の宇宙機運用者及び関連する国際組織と情報を共有するよう奨励されるべきである。国は任意で宇宙関連施設への招待訪問を考慮し得る。

### A. 宇宙政策に関する情報交換

#### 国の宇宙活動の原則及び目標に関する情報交換

37 国は、安全保障に関連するものを含む自国の宇宙政策及び宇宙戦略に関する情報を公表すべきである。各国は、軍事及び非軍事事項に関する世界中の国家間で信用・信頼の環境を醸成するために、主要な宇宙研究及び宇宙応用計画に関する情報も公表すべきである。これは既存の多数国間約束に従って実行されるべきである。国は、関連する防衛政策並びに軍事戦略および軍事ドクトリンを反映したあらゆる追加情報を提供し得る。

#### 主要な軍事宇宙支出及びその他の国家安全保障のための宇宙活動に関する情報交換

38 主要な軍事支出、ガイドライン及び全ての加盟国へ軍事事項に関する客観的情報の勧告に関する国家報告のための既存の政治約束に従い、全ての政府は自国の宇宙の軍事支出そして他の国家安全保障に関する宇宙活動に関する報告をするために既存メカニズムを利用すべきである（総会決議 66/20, para.1 及び A/66/89 and Corr.1-3, annex II）。国は、国内総生産における配分及び以前の報告書からの主要な変化としての国家安全保障宇宙支出の総計のような、その報告書で提示された数字を説明し又は明らかにするために、提出されたデータを説明する記述を報告書につけ加えることができる。

### B. 宇宙活動に関連する情報交換及び通知

#### 宇宙物体の軌道パラメーター及び潜在的な軌道上の接近に関する情報交換

39 宇宙物体の基本的な軌道要素に関する情報交換は、宇宙物体の追跡の精度向上に役立ち得る。特定の措置は以下を含み得る。

- (a) 宇宙物体の軌道要素に関する情報交換、及び影響を受ける政府及び民間部門の宇宙機の運用者に対して実行可能な範囲で宇宙機に関する潜在的な軌道混雑の通知の提供
- (b) 宇宙物体登録条約（1975年）及び「国及び政府間国際組織の宇宙物体の登録における実行向上勧告」と題した総会決議 62/101 に従った、国連への実行可能な限り速やかな登録情報の提供
- (c) 宇宙物体の国内登録簿への公衆のアクセスの提供。二国間の、地域的な及び多数国間におけるメカニズムを通じてのこれらの通知は、特定の宇宙活動に関する透明性を提供し得るものである。宇宙飛行活動への認識共有は、全世界の宇宙飛行の安全性を育み、不運な事故、誤解そして不信の回避に貢献し得る。

## 宇宙空間における危険な自然災害の予測に関する情報交換

40 宇宙条約に従い、国は、月及びその他の天体を含む宇宙空間において発見したいかなる現象をも、他国又は国連事務総長に即時に通知すべきであり、それは宇宙飛行士の生命若しくは健康、又は人類の宇宙飛行活動への危険も含み得る。国はまた、任意で宇宙空間の平和的な探査及び利用に従事する宇宙機への潜在的に有害な干渉を起こし得る自然現象の時宜にかなった情報を他の政府間及び非政府間の宇宙機運用者に対して提供することも考慮すべきである。

## 計画された宇宙機打上げの通知

41 国は、宇宙機の打上げ及び打上げ機の任務に関して打上げの事前通知を行うべきである。政府専門家会合は、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」がこのような通知の一例を示していることに留意した。

## C. リスク削減の通知

### 他の宇宙物体の飛行の安全性に対しリスクをもたらし得る演習計画の通知

42 国は、時宜にかなった方法で、及び実行可能な最大限度まで、潜在的に影響を受ける国に、他国の宇宙物体の飛行の安全性に対しリスクをもたらし得る演習計画を通知すべきである。

### 制御されていない高度なリスクを伴う再突入の通知及び監視

43 国は、時宜にかなった方法で、及び実行可能な最大限度まで、影響を被り得る全ての国、国連事務総長、及び他の関連する国際組織に対して、再突入する宇宙物体又はその残留物が潜在的に重大な損害又は放射能汚染を起こし得ると予測される高度なリスクを伴う再突入という事象について、情報を交換し、又は通知するための措置の開発及び履行を支持すべきである。

### 緊急事態における通知

44 国は、時宜にかなった方法で、及び実行可能な最大限度まで、宇宙物体の飛行の安全性に対する自然的及び人為的な脅威に関連する事象について他の潜在的に影響を受ける全ての国に通知すべきである。これらは、高度なリスクを伴う再突入という事象又は宇宙物体間の衝突の著しく高まった可能性をもたらし得る宇宙物体の不具合又は衛星の制御機能の喪失によってもたらされるリスクを含む。

### 軌道における意図的な破壊の通知

45 軌道上の宇宙機及び軌道にある打上げ機の軌道上の段階での意図的な破壊、その他の長期にわたりデブリを生成する有害な活動を回避しなければならない。意図的な破壊が必要であると決定された場合は、国は、他の潜在的に影響を受ける国に対して、結果として生ずる破片の軌道上の滞留期間を制限するために十分に低い高度で意図的な破壊が行われることを確保するために用いられる措置を含めた自国の計画を通知しなければならない。全ての行為は、「宇宙空間の平和的利用における国際協力」と題された総会決議 62/217 において承認された国連スペースデブリ低減ガイドラインに従い実行されなければならない。

## D. 射場及び施設への接触及び訪問

### 任意の招待訪問

46 任意の招待訪問は、軍民両用活動及び軍事活動を含む各国の宇宙活動のための過程及び手続の国際的理解を向上させる機会を提供し得るものであり、通知及び協議の発展及び履行の文脈を提供し得る。

### 宇宙射場への訪問を含む専門家の訪問、射場、飛行司令部及び管制センター及びその他の宇宙インフラ運用施設への国際監視団の招待

47 宇宙条約第 10 条及び他の多数国間約束に留意し、国は任意に宇宙施設への専門家の訪問を考慮することを奨励される。このような訪問は「宇宙状況認識」(SSA)センターを含み得る。

### ロケット及び宇宙技術の演習

48 ロケット及び他の宇宙に関連する技術の演習は、任意的に及び既存の多数国間約束及び自国の輸出管理規則に合致して実行されるべきである。

## V. 国際協力

49 宇宙空間の平和利用における国際協力は、全ての国家が宇宙活動に着手し及び／又は宇宙活動から恩恵を得るための能力を発展及び強化させるための基礎を提供する。宇宙活動国及び非宇宙活動国の間の科学技術計画に関する国際協力は信頼醸成に貢献し得る。

50 実質的に宇宙関連能力を獲得した多くの国が存在する一方で、多くの非宇宙活動国が宇宙活動への直接参加及び宇宙技術の共有に対する強い望みを抱いている。

51 宇宙空間における信頼醸成措置の適用に関する研究 (A/48/305 and Corr.1) において留意されたように、国の宇宙能力における不均衡、多くの国が他国の援助なしでは宇宙活動への参加が不可能であること、国家間における宇宙技術の十分な移転に関する不確実性、及び多くの国が宇宙からの実質的な情報を入手することが不可能であることは、国家間における信頼の欠如に寄与する要因である。国際協力は、自国の発展及び繁栄のために宇宙技術から恩恵を得るという正当な目的を達成するための各国の権利を促進するための重要な手段である。

52 政府専門家会合は更に、各国は国際的な宇宙協力への参加の性質を、例えば適切な技術保障協定、多国間の約束、及び関連する標準・慣行のような、参加国の正当な権利及び利益に関しては、衡平かつ相互に受け入れ可能な基礎に基づき自由に決定できるということに留意した。

53 政府専門家会合は、宇宙条約が宇宙活動における国際的協力を促進させるための基礎としてみなされるべきであり、同条約第 1 条に従って、宇宙空間の探査及び利用は「全ての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行われるものであり、全人類に認められる活動分野である」ことに同意した。

54 政府専門家会合は、「開発途上国の必要を特に考慮する、すべての国の利益のための宇宙空間の探査及び利用における国際的な協力に関する宣言」(総会決議 51/122、付録)に留意し、同宣言が宇宙活動における国際協力の発展のための基礎を形成すべきであることに特に留意した。同宣言の第 3 項及び第 5 項は特に適切である。

55 宇宙の科学技術に関する、二国間の、地域的な及び多数国間における能力育成プログラムは、世界中の開発途上国において教育者及び科学者の宇宙に関する技能及び知識の発展に貢献し得る。このようなプログラムは、その対象国及び地域における社会的及び経済的発展を前進させるために、理論、研究、応用、フィールド演習、及びパイロットプロジェクトに関する焦点を通じて能力を育成すべきである。政府専門家会合は、地域的な及び多数国間による能力育成プログラムが既に整備されていることに留意した。特に、国連宇宙応用計画は、宇宙活動国からの広範囲な支援から恩恵を受ける確立した能力育成プログラムである。国連教育科学文化機関、世界気象機関、及び国際電気通信連合のような他の国際組織は、各々が権限を有する分野において特定の能力育成プログラムを提供している。能力育成プログラムは、二国間レベルにおいても様々な形態で同様に利用可能である。このようなプログラムはしばしば特定の協力協定に関連付けられるものである。

56 持続可能な経済的及び社会的発展のための開かれた衛星データ収集及び普及政策の採用は、「宇宙空間からの地球のリモート・センシングに関する原則」と題された国連総会決議 41/65 に合致するものである。データ普及政策を促進させる際、国は衛星から関連データを受信し、及び解析するため、並びにこのようなデータを国内の及び国際的な最終利用者のために利用可能、有益、かつアクセス可能なものとするために、開発途上国における利用者を訓練し及び教育することを目的とするプログラムを定めることも考慮する。政府専門家会合は、経済的及び社会的発展の促進のために無料のリモート・センシングデータを既に普及させている国があることに留意した。政府専門家会合は、2012年にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」が、宇宙の科学技術が持続可能な開発を促進させる際に果たす重要な役割を認識したことにも留意した（総会決議 66/288、付録 annex）。

## VI. 協議メカニズム

57 二国間の、軍事部門間の、科学的な及び他の経路を含む二国間及び多数国間における外交上のやりとり並びにその他の政府間メカニズムを通じた時宜にかなった定期的協議は、不運な事故、誤解、及び不信の防止に貢献し得る。これらは以下のことをする際に有用であり得る。

- (a) 国の安全保障目的を含む宇宙の探査及び利用に関する情報の明確化
- (b) 宇宙の研究及び宇宙応用計画に関して提供された情報の明確化
- (c) 不明瞭な状況の明確化
- (d) 宇宙活動における合意された透明性・信頼造成措置の履行に関する議論
- (e) 宇宙空間の利用の実務的側面に対処するための形式及び適切な国際的メカニズムに関する議論
- (f) 物理的損害若しくは有害な干渉の潜在的なリスクの予防又は最小化

58 国は、例えば宇宙条約第 9 条並びに ITU 憲章及び無線通信規制の関連条項において規定されるもののような既存の協議メカニズムの利用を考慮するように奨励される。

59 政府専門家会合は、その設立、作業、及び協議機能が、その能力によって透明性・信頼醸成措置としての機能を果たすものであると考えた。

## Ⅶ. アウトリーチ

- 60 アウトリーチ措置は、国家間の、及び地域的、多数国間、非政府間、及び民間部門間における協力についての理解を向上させ得る。これは、宇宙活動に関する政治的及び外交上のアウトリーチ措置の履行を通じた相互信頼の育成によって、全ての国の安全保障を促進するのに役立ち得る。特定の措置には宇宙安全保障問題に関するテーマのワークショップ及び会議への国家の参加を含み得る。
- 61 宇宙活動国は、事務総長、一般社会及び国際的科学界に対して、宇宙条約に従って、宇宙活動の性質、行為、場所及び結果を通知すべきである。
- 62 政府専門家会合は、国際組織及び非政府機関のアウトリーチ活動の促進への重要な知的貢献に留意した。このような活動は全ての国及び関連する利害関係者に建設的な対話を発展させる機会を提供する。国連システム内において、宇宙部、軍縮部及び国連軍縮研究所の作業が特に注目されるものである。国は、学界及び非政府機関を含む全ての利害関係者が宇宙政策及び活動についての社会の意識の向上に積極的に携わることを積極的に奨励すべきである。

## Ⅷ. 調整

- 63 国は、宇宙利用の安全性及び予測可能性を高めるために宇宙機関又は他の権限を有する団体、既存のメカニズム、並びに国際組織を通じることを含め、自国の宇宙政策及び宇宙プログラムの調整を促進するよう奨励される。この目的を支援して、各国はまた多数国間約束に合致した二国間、地域的又は多数国間の協定を締結し得る。
- 64 政府専門家会合は、宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置を発展させることに従事する多国間組織間の調整が必要不可欠であると考慮した。このような調整は、これらの組織各々の任務に従って実行されるべきである。
- 65 政府専門家会合は、宇宙活動における調整を強化するという目的のために、国、国際組織、及び宇宙プログラムを行う民間部門の活動主体は調整の焦点を定めるべきであることに合意した。
- 66 政府専門家会合は、宇宙活動に関する透明性・信頼醸成措置に関連する問題について、宇宙部、軍縮部、及び他の適当な国連機関の間の調整がなされるべきであるということを勧告した。政府専門家会合は、国連機関の間のメカニズムが宇宙活動のための透明性・信頼醸成措置の促進及び効果的な履行のための有用な基盤を提供し得ることも考慮した。
- 67 国は、最大限可能な限り、軍縮会議、ITU、世界気象機関、持続可能な開発委員会、及びこれらのいかなる後継組織のような国連システムの政府間機関の宇宙空間に関連する活動に参加することを模索すべきである。宇宙活動を行う国は、宇宙空間平和利用委員会の活動に参加国又はオブザーバーとして積極的に参加すべきである。

## Ⅸ. 結論及び勧告

- 68 政府専門家会合は、国及び国際組織が、任意に、既存の法的約束から生じる義務の履行を損なうことなく、本報告書に記載された透明性・信頼醸成措置を考慮し、及び履行することを勧告する。
- 69 政府専門家会合は、例えば一方的宣言、二国間の約束又は多数国間の行動規範の形式で、宇宙における責任ある行為及び宇宙空間の平和利用を奨励するための政治的約束を追求するための努力を承認する。政府専門家会合は、任意の政治的措置が法的拘束力を有する義務の構想及び提案を考慮する基礎を形成することができる結論付ける。

- 70 政府専門家会合は、国家が、任意で、関連する国内のメカニズムを通して、提案された透明性・信頼醸成措置を再検討及び履行することを奨励する。透明性・信頼醸成措置は最大限実行可能な限り、及び国家の国益に合致する方法で履行されるべきである。特定の一国間の、二国間の、地域的な、そして多数国間の透明性・信頼醸成措置が合意された為、国家は措置の履行を定期的に再検討し、宇宙技術の開発及びその適用における進歩のために必要とされるものを含む、必要とされ得る潜在的な追加的措置を検討すべきである。
- 71 国家間の信頼及び信用を醸成させるために、政府専門家会合は、国家が締約国である、又は署名をした宇宙活動に関連する既存の法的枠組みへの普遍的な参加、履行及び完全な遵守を勧告する。その法的枠組みとは、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約、修正された国際電気通信連合憲章及び条約、及びその無線通信規則、修正された世界気象機関条約、大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約、並びに包括的核実験禁止条約を含む。まだ宇宙空間の利用を管理する国際条約の締約国でない国家は、これらの条約への批准又は加入を考慮すべきである。
- 72 政府政府専門家会合は、総会が透明性・信頼醸成措置を更に前進させるための方法を決定し、宇宙空間平和利用委員会、軍縮委員会及び軍縮会議に対する必要に応じた考慮を求める上記勧告に言及する事によることも含め、普遍的な考慮及び支持を提供することを勧告する。総会の第一及び第四委員会は、宇宙の安全保障及び持続可能性に対する可能な挑戦に対処するために共同のアド・ホック会議の開催を決定もし得る。
- 73 政府専門家会合は、加盟国が宇宙空間平和利用委員会及び総会によるコンセンサスに基づいて承認された原則及び指針を最大限実行可能な限り履行するための措置を取ることを更に勧告する。加盟国は、適切な場合には、国際的に承認された他の宇宙に関連する原則を履行するための措置も取ることを考慮すべきである。
- 74 政府専門家会合は、関連する国際的な政府間及び非政府機関が提案された透明性・信頼醸成措置を必要に応じて、及び最大限実行可能な限り考慮し履行することを奨励する。
- 75 政府政府専門家会合は、本報告書がそれに含まれる結論及び勧告の効果的な履行に際し助けとなりうるために、国連事務総長が政府専門家会合の本報告書を全ての関連する国連システムの団体及び機関に配布することを勧告する。